

別表第六(一)

令和	年分	特定新株予約権の付与に関する調査
		省 略

備考

1・2 省 略

3 法第29条の2第1項に規定する新株予約権の行使が、当該新株予約権に係る同項に規定する付与決議の日後10年を経過する日の翌日以後の日までの間に行わなければならないこととされている場合には、「摘要」の欄に株式会社の設立の年月日を記載すること。

4 省 略

別表第七(三)

令和	年分	非課税口座年間取引報告書 未成年者口座年間取引報告書
		(表部分の改正については省略)

備考

1 この報告書は、居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が開設した非課税口座（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座をいう。以下同じ。）においてされた非課税口座内上場株式等（同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下同じ。）若しくは非課税口座内上場株式等の配当等（法第9条の8に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。以下同じ。）に係る法第37条の14第34項の報告書又は居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が開設した未成年者口座（法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいう。以下同じ。）においてされた未成年者口座内上場株式等（同条第1項に規定する未成年者口座内上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡若しくは未成年者口座内上場株式等の配当等（法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。以下同じ。）に係

別表第六(一)

令和	年分	特定新株予約権の付与に関する調査
		同 左

備考

1・2 同 左

3 同 左

別表第七(三)

令和	年分	非課税口座年間取引報告書 未成年者口座年間取引報告書
		(表部分の改正については省略)

備考

1 この報告書は、居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が開設した非課税口座（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座をいう。以下同じ。）においてされた非課税口座内上場株式等（同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下同じ。）若しくは非課税口座内上場株式等の配当等（法第9条の8に規定する非課税口座内上場株式等の配当等をいう。以下同じ。）に係る法第37条の14第31項の報告書又は居住者若しくは恒久的施設を有する非居住者が開設した未成年者口座（法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいう。以下同じ。）においてされた未成年者口座内上場株式等（同条第1項に規定する未成年者口座内上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡若しくは未成年者口座内上場株式等の配当等（法第9条の9第1項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。以下同じ。）に係

る法第37条の14の2第27項の報告書について使用すること。

- 2 この報告書を非課税口座年間取引報告書として使用する場合には、この報告書の表の「未成年者口座年間取引報告書」の字句を抹消し、次の要領により記載すること。

(1) 「住所(居所)」及び「個人番号」の欄には、この報告書を作成する日の現況による住所又は居所等(その者に係る法第37条の14第22項の規定による継続適用届出書(同項第1号に規定する継続適用届出書をいう。))の提出があつた日からその者に係る同条第24項の規定による帰国届出書(同項に規定する帰国届出書をいう。))の提出があつた日までの間にこの報告書を作成する場合には、その者の出国(同条第22項に規定する出国をいう。))の日の前日の住所又は居所等)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。

(2) 省 略

(3) 「整理番号」の欄には、第18条の15の3第10項第2号に規定する非課税適用確認書等に記載された整理番号又は同号に規定する提供を受けた整理番号を記載すること。

(4) 「当初取得等上場株式等、満期移管上場株式等又は分割等上場株式等」の「合計」の欄には、当初取得等上場株式等(非課税口座に非課税管理勘定(法第37条の14第5項第3号に規定する非課税管理勘定をいう。以下2において同じ。))、累積投資勘定(同項第5号に規定する累積投資勘定をいう。以下2において同じ。))又は特定累積投資勘定(同項第7号に規定する特定累積投資勘定をいう。以下2において同じ。))が設けられた日の属する年中に当該非課税口座に受け入れた同項第2号イ(1)若しくは(2)、第4号イ又は第6号イ若しくは(1)若しくは(2)に掲げる上場株式等をいう。以下2において同じ。))又は分割等上場株式等(同年以後に当該非課税口座に受け入れた施行令第25条の13第12項各号(同条第22項、第29項又は第31項において準用する場合を含む。))に掲げる上場株式等をいう。以下2において同じ。))について、当該受け入れた非課税口座に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定

る法第37条の14の2第27項の報告書について使用すること。

2 同 左

(1) 「住所(居所)」及び「個人番号」の欄には、この報告書を作成する日の現況による住所又は居所等(その者に係る法第37条の14第22項の規定による継続適用届出書(同項第1号に規定する継続適用届出書をいう。)(8)ニ及び(9)において同じ。))の提出があつた日からその者に係る同条第24項の規定による帰国届出書(同項に規定する帰国届出書をいう。)(8)ホにおいて同じ。))の提出があつた日までの間にこの報告書を作成する場合には、その者の出国(同条第22項に規定する出国をいう。)(8)ニにおいて同じ。))の日の前日の住所又は居所等)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。

(2) 同 左

(3) 「整理番号」の欄には、第18条の15の3第15項第2号に規定する非課税適用確認書等に記載された整理番号又は同号に規定する提供を受けた整理番号を記載すること。

(4) 「当初取得等上場株式等、満期移管上場株式等又は分割等上場株式等」の欄には、当初取得等上場株式等(非課税口座に非課税管理勘定(法第37条の14第5項第3号に規定する非課税管理勘定をいう。以下2において同じ。))、累積投資勘定(同項第5号に規定する累積投資勘定をいう。以下2において同じ。))又は特定累積投資勘定(同項第7号に規定する特定累積投資勘定をいう。以下2において同じ。))が設けられた日の属する年中に当該非課税口座に受け入れた同項第2号イ(1)若しくは(2)、第4号イ又は第6号イ若しくは(1)若しくは(2)に掲げる上場株式等をいう。以下2において同じ。))、満期移管上場株式等(同年中に当該非課税口座に受け入れた同項第2号ロ、第4号ロ又は第6号ニに掲げる上場株式等をいう。以下2において同じ。))又は分割等上場株式等(同年以後に当該非課税口座に受け入れた施行令第25条の13第12項各号(同条第24項、第28項又は第31項において準用する場合を含む。))以下2において同じ。))

法第37条の14第5項第8号に規定する特定非課税管理勘定をいう。
以下2において同じ。) ことの当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等のその年における取得対価の額(法第37条の14第5項第2号イに規定する取得対価の額をいい、分割等上場株式等にあつては当該分割等上場株式等の取得の基因となつた当初取得等上場株式等又は満期移管上場株式等(同号ロに掲げる上場株式等をいう。)に係る同号イに規定する取得対価の額とする。)の合計額を記載すること。

) に掲げる上場株式等をいう。以下2において同じ。) について、当該受け入れた非課税口座に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定(法第37条の14第5項第8号に規定する特定非課税管理勘定をいう。以下2において同じ。) ことの種類別及び銘柄別に、それぞれ次のように記載すること。

イ 「勘定の種類」の項には、当該非課税管理勘定に受け入れた上場株式等(法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいう。以下同じ。)のうち、当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等にあつては「一般」と、満期移管上場株式等にあつては「(一般)」と記載し、当該累積投資勘定に受け入れた当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等にあつては「累積」と、満期移管上場株式等にあつては「(累積)」と記載し、当該特定累積投資勘定に受け入れた当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等にあつては「特異」と記載し、当該特定非課税管理勘定に受け入れた当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等にあつては「特非」と、満期移管上場株式等にあつては「(特非)」と記載すること。

ロ 「種類」の項には、株式、投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口をいう。以下同じ。)、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定株式投資信託の受益権、株式等証券投資信託(公社債投資信託以外の証券投資信託(特定株式投資信託を除く。))をいう。以下同じ。)の受益権、非公社債等投資信託(証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものをいう。以下同じ。)の受益権、特定受益証券発行信託の受益権、特定目的信託の受益権のように記載すること。

ハ 「株数又は口数」の項には、当初取得等上場株式等、満期移管上場株式等又は分割等上場株式等の数又は口数(分割等上場株式等にあつては、当該非課税口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該分割等上場株式等の取得に係る施行

令第25条の13第12項各号に規定する事由が生じた直後に有することとなつた当該分割等上場株式等のうちその年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れた数又は口数)を記載すること。

三 「取得対価の額」の項には、当初取得等上場株式等、満期移管上場株式等又は分割等上場株式等の取得対価の額(法第37条の14第5項第2号イに規定する取得対価の額をいい、満期移管上場株式等(同項第4号ロに掲げる上場株式等に限る。)にあつては施行令第25条の13第22項に規定する金額とし、分割等上場株式等にあつては当該分割等上場株式等の取得の基因となつた当初取得等上場株式等又は満期移管上場株式等に係る同号イに規定する取得対価の額とする。以下2において同じ。)を記載すること。

ホ 「合計」の欄には、当該非課税口座に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられている年分のうち直近5年分について、当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れた上場株式等の取得対価の額の各年分の合計額を記載すること。

(5) 「その年中に払出しがあつた上場株式等」の欄には、次のように記載すること。

イ 「事由」の項には、その非課税口座内上場株式等の非課税口座に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定からの払出しの事由について、その払出しの事由の次に掲げる区分に及びそれぞれ次に定めるように記載すること。

(i) 譲渡 (iv)に掲げる事由を除く。) 譲渡

(ii) 法第37条の14第4項第1号に掲げる事由 口座移管等

(iii) 法第37条の14第4項第2号に掲げる事由 相続等

(iv) 法第37条の14第4項第3号に掲げる事由 契約外譲渡

ロ 「譲渡対価の額又は払出し時の金額」の項には、譲渡による払出しの場合にはその譲渡対価の額を、譲渡以外の事由による払出しの場合には法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額(ハにおいて「払出し時の金額」という。)を、それぞれ記載すること。

(5) 「その年中に払出しがあつた上場株式等」の「合計」の欄には、その年中に当該非課税口座に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定からの払出しがあつた非課税口座内上場株式等につき、当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定ごとの第18条の15の9第2項第5号に規定する合計額を記載すること。

(6) 「口座内の配当等の交付状況」の「合計額」の欄の「その年中に交付を受けた配当等の額」の項には、その年中に当該非課税口座において交付された非課税口座内上場株式等の配当等の額の合計額を記載すること。

(7) 「その年12月31日に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額」の欄には、次のように記載すること。

イ 「特定累積投資勘定」の欄には、その年の基準日(第18条の15の9第2項第7号に規定する基準日をいう。ロにおいて同じ。)における施行令第25条の13第38項第1号に定める金額を記載すること。

ロ 「特定非課税管理勘定」の欄には、その年の基準日における施行令第25条の13第38項第2号に定める金額を記載すること。

(8) 「その他」の欄には、次のように記載すること。

イ 「被相続人の死亡年月日」の欄には、当該非課税口座につき施行令第25条の13の5に規定する非課税口座開設者死亡届出書の同条に規定する提出があつた場合における当該非課税口座開設者死亡届出書に係る第18条の15の7第2項第2号に規定する被相続人の死亡年月日を記載すること。

ロ 「非課税口座廃止届出書に係る年月日」の欄には当該非課税口座につき法第37条の14第26項の規定により同項に規定する非課税口座廃止届出書の提出があつたものとみなされることとなる場合における当該みなされることとなつた日を記載するとともに、「届出書の種類」の欄には該当する届出書を○で囲み、「提出年月日」の欄には当該届出書の提出年月日を記載すること。

ハ 「納税管理人」の欄には、納税管理人が明らかの場合におけるその氏名及び住所又は居所を記載すること。

ハ 「合計」の欄には、当該非課税口座に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられている年分のうち直近5年分について、当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から払出しのあつた上場株式等の譲渡対価の額及び払出し時の金額の各年分の合計額を記載すること。

(6) 「配当等の交付状況」の欄には、その年中に当該非課税口座において交付された非課税口座内上場株式等の配当等について、当該非課税口座に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定ごとの非課税口座内上場株式等の種類別及び銘柄別に次のように記載すること。

イ 「勘定の種類」の項には、その年中に交付された非課税口座内上場株式等の配当のうち、当該非課税管理勘定に受け入れた上場株式等に係るものにあつては「一般」と記載し、当該累積投資勘定に受け入れた上場株式等に係るものにあつては「累積」と、当該特定累積投資勘定に受け入れた上場株式等に係るものにあつては「特累」と、当該特定非課税管理勘定に受け入れた上場株式等に係るものにあつては「特非」と記載すること。

ロ 「種類」の項には、それぞれ次のように記載すること。

(i) 株式（投資口を含む。以下2において同じ。）について数種の株式がある場合には、優先株、後配株のように記載すること。

(ii) 投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）又は特定受益証券発行信託の受益権である場合には、株式等証券投資信託、非公社債等投資信託、オープン型証券投資信託、特定株式投資信託、特定不動産投資信託（所得税法施行令第336条第2項第5号に規定する特定不動産投資信託をいう。以下同じ。）、特定受益証券発行信託のように記載すること。

(iii) 法人課税信託の受益権である場合には、特定投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第3項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。以下同じ。）
、特定目的信託、その他法人課税信託のように記載すること。
(iv) 国外において発行された株式、投資信託の受益権、特定受益

証券発行信託の受益権又は法人課税信託の受益権である場合には、(i)から(iii)までの記載のほか、「国外」と記載すること。

ハ 「その年中に交付を受けた配当等の額」の項には、当該非課税口座内上場株式等の配当等の額の合計額を記載すること。

ニ 「その年中に交付を受けた特別分配金の額」の項には、第18条の15の9第2項第6号ロに掲げる収益の分配の額の合計額を記載すること。

(7) 当該非課税口座において施行令第25条の13第12項各号に規定する事由により取得をした非課税口座内上場株式等の受入れがあつた場合には、当該取得に係る同項各号に規定する事由及び当該事由が生じた年月日並びに当該取得をした非課税口座内上場株式等の種類及び銘柄（当該取得をした非課税口座内上場株式等の種類又は銘柄と当該取得の基因となつた非課税口座内上場株式等の種類又は銘柄とが異なる場合には、当該取得の基因となつた非課税口座内上場株式等の種類及び銘柄並びに当該取得をした非課税口座内上場株式等の種類及び銘柄）を「摘要」の欄に記載すること。

(8) 当該非課税口座につき次に掲げる書類の提出があつた場合には、その旨及び当該書類の区分に応じそれぞれ次に定める事項を「摘要」の欄に記載すること。

イ 施行令第25条の13の2第1項後段に規定する非課税口座異動届出書（住所の変更に係るものに限る。） その提出年月日及び当該非課税口座異動届出書の提出（同項に規定する提出をいう。3

(8)イにおいて同じ。）をした者に係る変更前の住所
ロ 法第37条の14第16項に規定する非課税口座廃止届出書 その提出年月日

ハ 施行令第25条の13の5に規定する非課税口座開設者死亡届出書
その提出年月日及び当該非課税口座開設者死亡届出書に係る第18条の15の7第2項第2号に規定する被相続人の死亡年月日

ニ 継続適用届出書 その提出年月日並びに当該継続適用届出書の法第37条の14第22項に規定する提出をした者に係る出国予定年月日及び帰国（同条第24項に規定する帰国をいう。(8)ホにおいて同じ。)をする予定年月日

ホ 帰国届出書 その提出年月日及び当該帰国届出書の法第37条の

3 この報告書を未成年者口座年間取引報告書として使用する場合には、この報告書の表の「非課税口座年間取引報告書」の字句を抹消し、次の要領により記載すること。

(1)～(3) 省略

(4) 「当初取得等上場株式等、満期移管上場株式等又は分割等上場株式等」の欄には、当初取得等上場株式等（未成年者口座に非課税管理勘定又は継続管理勘定（法第37条の14の2第5項第4号に規定する継続管理勘定をいう。以下3において同じ。）が設けられた日の属する年中に当該未成年者口座に受け入れた同項第2号ロ(1)(i)若しくは(ii)又はハ(1)に掲げる上場株式等をいう。以下3において同じ。）、満期移管上場株式等（同年中に当該非課税管理勘定又は継続管理勘定に受け入れた同号ロ(2)又はハ(2)に掲げる上場株式等をいう。以下3において同じ。）又は分割等上場株式等（同年以後に当該未成年者口座に受け入れた施行令第25条の13の8第20項において準用する施行令第25条の13第12項各号に掲げる上場株式等をいう。以下3において同じ。）について、当該受け入れた未成年者口座に係る非課税管理勘定又は継続管理勘定ごとの種類別及び銘柄別に、それぞれ次のように記載すること。

イ 「勘定の種類」の項には、当該非課税管理勘定に受け入れた上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をい

14第24項に規定する提出をした者に係る届出年月日

(9) 当該非課税口座につき法第37条の14第26項の規定により同項に規定する非課税口座廃止届出書の提出があつたものとみなされることとなる場合には、その旨及び当該みなされることとなつた日並びに第18条の15の3第34項第1号に規定する出国届出書又は継続適用届出書の提出年月日を「摘要」の欄に記載すること。

(10) この報告書を提出する第18条の15の9第1項の金融商品取引業者等に係る業界コード（金融商品取引法第2条第13項に規定する認可金融商品取引業協会が付す証券会社コード番号及び当該金融商品取引業者等における営業所コードをいう。以下同じ。）が明らかでない場合には、当該業界コードを「摘要」の欄に記載すること。

(11) 納税管理人が明らかでない場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。

3 同 左

(1)～(3) 同 左

(4) 同 左

イ 「勘定の種類」の項には、当該非課税管理勘定に受け入れた上場株式等のうち、当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等に

う。以下3において同じ。)のうち、当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等にあつては「一般」と、満期移管上場株式等にあつては「(一般)」と記載し、当該継続管理勘定に受け入れた上場株式等のうち、当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等にあつては「継続」と、満期移管上場株式等にあつては「(継続)」と記載すること。

ロ 「種類」の項には、株式、投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口をいう。以下3において同じ。)、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定株式投資信託の受益権、株式等証券投資信託(公社債投資信託以外の証券投資信託(特定株式投資信託を除く。))をいう。以下3において同じ。)の受益権、非公社債等投資信託(証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものをいう。以下3において同じ。)の受益権、特定受益証券発行信託の受益権、特定目的信託の受益権のように記載すること。

ハ～ホ 省 略

(5) 省 略

(6) 「口座内の配当等の交付状況」の欄には、その年中に当該未成年者口座において交付された未成年者口座内上場株式等の配当等について、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定又は継続管理勘定ごとの未成年者口座内上場株式等の種類別及び銘柄別に次のように記載すること。

イ 省 略

ロ 「種類」の項には、それぞれ次のように記載すること。

(i) 省 略

(ii) 投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)又は特定受益証券発行信託の受益権である場合には、株式等証券投資信託、非公社債等投資信託、オープン型証券投資信託、特定株式投資信託、特定不動産投資信託(所得税法施行令第336条第2項第5号に規定する特定不動産投資信託をいう。)、特定受益証券発行信託のように記載すること。

(iii) 法人課税信託の受益権である場合には、特定投資信託(投資

あつては「一般」と、満期移管上場株式等にあつては「(一般)」と記載し、当該継続管理勘定に受け入れた上場株式等のうち、当初取得等上場株式等又は分割等上場株式等にあつては「継続」と、満期移管上場株式等にあつては「(継続)」と記載すること。

ロ 「種類」の項には、株式、投資口、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定株式投資信託の受益権、株式等証券投資信託の受益権、非公社債等投資信託の受益権、特定受益証券発行信託の受益権、特定目的信託の受益権のように記載すること。

ハ～ホ 同 左

(5) 同 左

(6) 同 左

イ 同 左

ロ 同 左

(i) 同 左

(ii) 投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)又は特定受益証券発行信託の受益権である場合には、株式等証券投資信託、非公社債等投資信託、オープン型証券投資信託、特定株式投資信託、特定不動産投資信託、特定受益証券発行信託のように記載すること。

(iii) 法人課税信託の受益権である場合には、特定投資信託、特定

目的信託、その他法人課税信託のように記載すること。

信託及び投資法人に関する法律第2条第3項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。）、特定目的信託、その他法人課税信託のように記載すること。

ハ・ニ 省略

(iv) 同 左
ハ・ニ 同 左

(7) 「その年12月31日に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額」の欄及び「その他」の欄には、記載を要しない。

(8) 省略

(7) 同 左

(9) 当該未成年者口座につき次に掲げる書類の提出があつた場合には、その旨及び当該書類の区分に応じそれぞれ次に定める事項を「摘要」の欄に記載すること。

(8) 同 左

イ 施行令第25条の13の8第20項において準用する施行令第25条の13の2第1項後段に規定する未成年者口座異動届出書（住所の変更に係るものに限る。）その提出年月日及び当該未成年者口座異動届出書の同項に規定する提出をした者に係る変更前の住所
ロ 法第37条の14の2第20項に規定する未成年者口座廃止届出書（10）において「未成年者口座廃止届出書」という。）その提出年月日

イ 施行令第25条の13の8第20項において準用する施行令第25条の13の2第1項後段に規定する未成年者口座異動届出書（住所の変更に係るものに限る。）その提出年月日及び当該未成年者口座異動届出書の提出をした者に係る変更前の住所
ロ 法第37条の14の2第20項に規定する未成年者口座廃止届出書（9）において「未成年者口座廃止届出書」という。）その提出年月日

ハ 施行令第25条の13の8第20項において準用する施行令第25条の13の5に規定する未成年者口座開設者死亡届出書 その提出年月日及び当該未成年者口座開設者死亡届出書に係る第18条の15の10第25項において準用する第18条の15の7第2項第2号に規定する被相続人の死亡年月日

ハ 施行令第25条の13の8第20項において準用する施行令第25条の13の5に規定する未成年者口座開設者死亡届出書 その提出年月日及び当該未成年者口座開設者死亡届出書に係る第18条の15の10第24項において準用する第18条の15の7第2項第2号に規定する被相続人の死亡年月日

(10) 当該未成年者口座につき施行令第25条の13の8第31項の規定により未成年者口座廃止届出書の提出があつたものとみなされることとなる場合には、その旨及び当該みなされることとなつた日並びに第18条の15の10第27項第1号に規定する未成年者出国届出書の提出年月日を「摘要」の欄に記載すること。

(9) 当該未成年者口座につき施行令第25条の13の8第31項の規定により未成年者口座廃止届出書の提出があつたものとみなされることとなる場合には、その旨及び当該みなされることとなつた日並びに第18条の15の10第26項第1号に規定する未成年者出国届出書の提出年月日を「摘要」の欄に記載すること。

(11) この報告書を提出する第18条の15の11第1項の金融商品取引業者等に係る業界コード（金融商品取引法第2条第13項に規定する認可金融商品取引業協会が付す証券会社コード番号及び当該金融商品取引業者等における営業所コードをいう。）が明らかでない場合には、当該業界コードを「摘要」の欄に記載すること。

(10) この報告書を提出する第18条の15の11第1項の金融商品取引業者等に係る業界コードが明らかでない場合には、当該業界コードを「摘要」の欄に記載すること。

(12) 省 略
4 省 略

別表第十一(一)

教育資金非課税申告書 省 略

備考

- 1 省 略
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1)～(5) 省 略
 - (6) 「既に教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書を提出したことがある場合」の欄は、法第70条の2の2第16項第5号に該当し、教育資金管理契約を終了したことがある者に限り記載を要するものとし、
 - (イ)・(ロ) 省 略
 - (7) 贈与者が3人以上いる場合には、「(摘要)」の欄に贈与者の氏名及び住所又は居所並びにそれぞれの贈与者から取得をした信託受益権、金銭又は金銭等の価額その他参考となるべき事項を記載すること。

別表第十一(六)

教育資金管理契約の終了に関する調書 (表部分の改正については省略)

備考

- 1 この調書は、法第70条の2の2第19項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調書（以下この表において「教育資金管理契約の終了に関する調書」という。）について使用すること。
- 2 この調書の記載の要領は、次による。
 - (1)・(2) 省 略

(11) 同 左
4 同 左

別表第十一(一)

教育資金非課税申告書 同 左

備考

- 1 同 左
- 2 同 左
 - (1)～(5) 同 左
 - (6) 「既に教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書を提出したことがある場合」の欄は、法第70条の2の2第14項第5号に該当し、教育資金管理契約を終了したことがある者に限り記載を要するものとし、
 - (イ)・(ロ) 同 左
 - (7) 贈与者が3以上ある場合には、「(摘要)」の欄に贈与者の氏名及び住所又は居所並びにそれぞれの贈与者から取得をした信託受益権、金銭又は金銭等の価額その他参考となるべき事項を記載すること。

別表第十一(六)

教育資金管理契約の終了に関する調書 (表部分の改正については省略)

備考

- 1 この調書は、法第70条の2の2第17項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調書（以下この表において「教育資金管理契約の終了に関する調書」という。）について使用すること。
- 2 同 左
 - (1)・(2) 同 左

(3) 「教育資金管理契約に関する事項」の欄の

イ 省 略

- ロ 「提出事由」の項には、当該教育資金管理契約に係る法第70条の2の2第16項に規定する終了の事由のいずれかを記載すること。
- ハ 「非課税抛出资额」及び「教育資金支出額」の項には、それぞれ当該教育資金管理契約に係る法第70条の2の2第2項第4号に規定する非課税抛出资额及び同項第5号に規定する教育資金支出額（学校等以外の者へ支払われた金銭については、500万円を限度とする。）を記載するとともに、同項第1号ロに規定する学校等以外の者へ支払われた金銭がある場合には、「教育資金支出額」の項の内書きにその額（500万円を限度とする。）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第16項第4号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。
- ニ 「管理残額の合計額」の項には、当該教育資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がいる場合に、法第70条の2の2第12項第2号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同項第1号に規定する管理残額（贈与者が複数ある場合には、当該贈与者に係る管理残額の合計額）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第16項第4号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。
- ホ 「左のうち一般贈与財産とみなされる金額」の項には、「残額」の項に記載した金額のうち一般贈与財産とみなされる金額（法第70条の2の2第17項第2号の規定により法第70条の2の5第3項に規定する一般贈与財産とみなされる金額をいう。(6)及び(8)において同じ。）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が法第70条の2の2第16項第4号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。

(4)・(5) 省 略

- (6) 贈与者が2人以上いる場合には、それぞれの贈与者の氏名、非課税抛出资额並びに施行令第40条の4の3第26項第3号の規定により算出した金額及び当該金額のうち一般贈与財産とみなされる金額を「(摘要)」の欄に記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が法第70条の2の2第16項第4号に規定する受贈者が死亡したことに

(3) 同 左

イ 同 左

- ロ 「提出事由」の項には、当該教育資金管理契約に係る法第70条の2の2第14項に規定する終了の事由のいずれかを記載すること。
- ハ 「非課税抛出资额」及び「教育資金支出額」の項には、それぞれ当該教育資金管理契約に係る法第70条の2の2第2項第4号に規定する非課税抛出资额及び同項第5号に規定する教育資金支出額（学校等以外の者へ支払われた金銭については、500万円を限度とする。）を記載するとともに、同項第1号ロに規定する学校等以外の者へ支払われた金銭がある場合には、「教育資金支出額」の項の内書きにその額（500万円を限度とする。）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第14項第4号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。
- ニ 「管理残額の合計額」の項には、当該教育資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がいる場合に、法第70条の2の2第12項第2号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同号に規定する管理残額（贈与者が複数ある場合には、当該贈与者の管理残額の合計額）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第14項第4号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。

(4)・(5) 同 左

- (6) 贈与者が2以上ある場合には、それぞれの贈与者の氏名及び非課税抛出资额を「(摘要)」の欄に記載すること。

よる場合には、これらの金額の記載を要しない。

(7) 上記(4)の贈与者が3人以上いる場合には、それぞれの上記(4)の贈与者の氏名、死亡年月日及び管理残額を「(摘要)」の欄に記載すること。

(8) 受贈者が法第70条の2の2第13項本文に規定する23歳未満である場合等に該当する場合において、教育資金管理契約の終了に関する調書の提出の時にまだ同条第15項第1号に規定する確認書類等の提出又は提供がないときは、次に定めるところによる。

イ 確認書類等の提出又は提供がない贈与者が1人の場合には、当該贈与者の氏名、死亡年月日及び管理残額並びに当該管理残額を法第70条の2の2第12項第2号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなして計算した同条第17項に規定する残額(贈与者が2人以上いる場合には、それぞれの贈与者の施行令第40条の4の3第26項第3号の規定により算出した金額)及び当該残額のうち一般贈与財産とみなされる金額(イ及びロにおいて「残額等」という。)を「(摘要)」の欄に記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が法第70条の2の2第16項第4号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、残額等の記載を要しない。

ロ 確認書類等の提出又は提供がない贈与者が2人の場合には、これらの贈与者の氏名、死亡年月日及び管理残額並びに先に死亡した贈与者に係る管理残額を法第70条の2の2第12項第2号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなす場合とみなさない場合との区分に応じ、次に死亡した贈与者に係る管理残額を同号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなす場合とみなさない場合とに区分して計算した残額等を「(摘要)」の欄に記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第16項第4号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、残額等の記載を要しない。

ハ 確認書類等の提出又は提供がない贈与者が3人以上いる場合には、これらの贈与者の氏名及び死亡年月日を「(摘要)」の欄に記載すること。

(7) 死亡した贈与者が3以上ある場合には、それぞれの死亡した贈与者の氏名、死亡年月日及び管理残額を「(摘要)」の欄に記載すること。

別表第十二(六)

結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書
(表部分の改正については省略)

備考

1 省 略

2 この調書の記載の要領は、次による。

(1)・(2) 省 略

(3) 「結婚・子育て資金管理契約に関する事項」の欄の

イ～ハ 省 略

ニ 「管理残額の合計額」の項には、当該結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がいる場合に、法第70条の2の3第12項第2号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同号に規定する管理残額（贈与者が複数ある場合には、当該贈与者に係る管理残額の合計額）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第13項第2号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。

ホ 「左のうち一般贈与財産とみなされる金額」の項には、「残額」の項に記載した金額のうち一般贈与財産とみなされる金額（法第70条の2の3第14項第2号の規定により法第70条の2の5第3項に規定する一般贈与財産とみなされる金額をいう。(6)において同じ。)を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が法第70条の2の3第13項第2号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。

(4)・(5) 省 略

(6) 施行令第40条の4の4第25項第1号に規定する生存贈与者が2人以上いる場合には、それぞれの生存贈与者に係る同項第2号の規定により算出した金額及び当該金額のうち一般贈与財産とみなされる金額を「(摘要)」の欄に記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が法第70条の2の3第13項第2号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、これらの金額の記載を要しない。

(7) 贈与者が3人以上いる場合には、それぞれの贈与者の氏名及び非

別表第十二(六)

結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書
(表部分の改正については省略)

備考

1 同 左

2 同 左

(1)・(2) 同 左

(3) 同 左

イ～ハ 同 左

ニ 「管理残額の合計額」の項には、当該結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がいる場合に、法第70条の2の3第12項第2号の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同号に規定する管理残額（贈与者が複数ある場合には、当該贈与者の管理残額の合計額）を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第13項第2号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。

(4)・(5) 同 左

(6) 贈与者が3以上ある場合には、それぞれの贈与者の氏名及び非課

課税抛出額を「(摘要)」の欄に記載すること。

(8) 死亡した贈与者が3人以上いる場合には、それぞれの死亡した贈与者の氏名、死亡年月日及び管理残額を「(摘要)」の欄に記載すること。

(9) 省 略
3 省 略

税抛出額を「(摘要)」の欄に記載すること。

(7) 死亡した贈与者が3以上ある場合には、それぞれの死亡した贈与者の氏名、死亡年月日及び管理残額を「(摘要)」の欄に記載すること。

(8) 同 左
3 同 左